

予算特別委員会資料

令和5年度予算説明書

健康局

目 次

1	令和5年度 健康局予算の概要	1
2	一般会計	
	(1) 歳入歳出予算一覧	10
	(2) 歳入予算の説明	11
	(3) 歳出予算の説明	15
	(4) 債務負担行為	21
3	特別会計	
	〔1〕介護保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	23
	(2) 歳入予算の説明	24
	(3) 歳出予算の説明	25
4	議案	
	第11号議案 神戸市立斎場条例の一部を改正する条例の件	27
	第22号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件	29

1 令和5年度 健康局予算の概要

令和5年度 健康局予算の概要

(◎は新規施策、○は拡充施策を示しています。)

市民の生命・健康と安全を守るため、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組むとともに、健康寿命延伸のために、コロナによる健康二次被害への対策、健康格差の縮小、市民の健康づくりの取り組みを進めるほか、地域医療の確保、くらしの安全を守る施策等を展開します。

【新型コロナウイルス感染症対策】

新型コロナウイルス対策は現行制度の継続を前提としており、今後の制度改正や国・県の動向等を踏まえ、変更の可能性があります。

1. 感染拡大防止 [2,523,396 千円]

(1) 相談体制

新型コロナウイルス感染症に関する健康相談、後遺症相談、及びコロナ禍における生活様式等の変化から生まれる精神的負担に関するこころの相談に対応します。

(2) 検査体制

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合に、適切に検査を実施し、迅速な治療と感染拡大の防止を図ります。また、重症化予防及びクラスターの未然防止を図るため、社会福祉施設等において定期的検査を実施します。

2. 医療提供体制の確保 [10,467,072 千円]

(1) 医療提供体制の確保

市内の医療機関と連携し、コロナ患者の受入れ病床及び、発熱患者の診療・検査医療機関を確保します。

(2) 無症状・軽症者への支援

新型コロナウイルス感染症の軽症者等を受け入れる宿泊療養施設を運営するほか、軽症者等の健康相談、外来受診・往診等による療養支援を行います。

○3. 新型コロナウイルス感染症の後遺症対策 [12,961 千円]

新型コロナウイルス感染症の療養後の倦怠感や、息苦しさ等の後遺症に関する悩みを抱えている方への相談窓口である「後遺症相談ダイヤル」を運営します。また、感染後の健康状態を確認する健診の受診機会や筋力低下を改善する機会の提供に加え、コロナ罹患後の症状が長引くなど、他疾病の可能性も含め検査が必要と判断された場合に、医療機関から紹介する先として「新型コロナ後遺症連携病院」を設置し、後遺症に関する適正な医療の提供と、後遺症に悩まれる市民の方がより安心感をもって生活を送ることができる環境整備を行います。

【健康創造都市K O B Eの推進】

1. 健康寿命延伸の取組み

◎（１）コロナによる健康２次被害対策 [78,348 千円]

①転倒防止・介護予防

コロナ禍による外出機会の減少により、高齢者のフレイルの進行が見込まれる中、特に、転倒により要介護状態になるリスクが高いとされるサルコペニア（筋肉量の減少及び筋力の低下）の増加を防止するため、緊急重点対策として、以下の取組みを行います。

- 1) 71歳以上の方を対象に、駅前やスーパーなど身近な場所において、「転倒リスクチェック」を実施
- 2) 転倒リスクチェックの結果、サルコペニア疑いと判定された方について、リハビリ専門職等による短期集中プログラムを実施
- 3) 転倒防止を含む、健康状態や運動・栄養等について気軽に相談できる「シニア健康相談ダイヤル」を実施

②生活習慣病の早期発見・早期対応

コロナ禍による生活様式の変更等に伴う生活習慣病の悪化への対応として、とくに健診受診率の低い世代を主なターゲットとして、健康チェックを気軽に受けられるモデル事業を実施し、早期発見・早期受診に繋がります。

（２）データを活用した保健事業 [117,712 千円]

①医療・介護レセプトデータを活用した医療・介護予防の実施

医療・介護レセプト等から抽出したデータの活用により、糖尿病性腎症や低栄養などのハイリスク者の抽出や地域の健康課題の明確化を行い、保健師や管理栄養士、歯科衛生士が個別の訪問指導や、つどいの場における健康教育・相談等を実施することで、より効果的なフレイル予防や疾病予防に取り組みます。また、個別の訪問指導や健康教育等の実施結果について経年的に分析を行い、事業の評価と効果的な事業実施に繋がります。

②科学的根拠に基づく保健事業の実施（ヘルスケアデータ連携システムの活用）

科学的根拠に基づく保健事業を実施し、市民への効果的なフィードバックを行うため、医療・介護等のレセプトデータや健診データを連結・匿名化した新たな情報基盤である「ヘルスケアデータ連携システム」で得られたデータを活用し、学術機関等と協働した研究や実証事業に取り組みます。

◎ 2. ACPの普及・啓発 [7,000 千円]

自分らしい生き方を人生の最終段階まで続けることができるよう、希望する医療・ケアについて、本人が家族や医療・介護従事者等、身近な人と早い段階から繰り返し話し合う「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」について、幅広い世代の方に理解いただけるよう市民向けパンフレットの配布や講演会の開催等により普及・啓発を行います。

3. がん対策の推進

(1) がん検診 [1,101,193 千円]

5大がん（胃・肺・大腸・乳・子宮）検診を実施し、40歳総合健診受診券や、20歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン券配布等による受診勧奨を行います。また、特定健診とがん検診が同日に受診可能なセット健診を実施するほか、集団健診のWEB予約システム活用や、大腸がん検診（郵送方式）へのキャッシュレス決済実施により、利便性の向上を図ります。

(2) がん患者の治療と社会参加等の両立支援 [28,334 千円]

がん患者の療養生活の質（QOL）の向上及び経済的負担の軽減と社会復帰を支援するため、抗がん剤や放射線治療等のがん治療の影響による脱毛や手術による乳房切除等、外見の変化への不安を持つがん患者に対し、ウィッグや人工乳房等の外見補正にかかる用具の購入経費の一部を助成します。がん患者のための就労支援講演会の実施等、がん患者の現状や課題について情報提供を行います。

○ (3) 子宮頸がん対策 [229,472 千円]【一部再掲】

子宮頸がん（HPV）ワクチンについて、これまでの2価及び4価ワクチンに加え、9価ワクチンが令和5年4月から定期接種化されることを周知し、接種の推進を図ります。また、積極的勧奨を控えてきたことにより定期接種の機会を逃した世代に対する無料接種及び、定期接種の対象年齢を過ぎて令和4年3月31日までに自費で予防接種を受けた方に対する接種費用の償還払いを引き続き行います。

さらに、20歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン券配布等によるがん検診の受診勧奨を行います。

4. 難病対策 [3,206,032 千円]

原因が不明で治療法が確立していない難病のうち、国が指定する338疾病について医療費を助成するほか、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の推進及び就労支援等を行う拠点施設として「難病相談支援センター」を運営します。

災害時における在宅人工呼吸器使用者の安全確保のため、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成します。

5. 歯と口腔の健康づくり対策

(1) 歯周病対策 [58,190 千円]

歯の喪失の主な原因である歯周病等を早期発見することを目的に、満40歳・50歳・60歳の方を対象とした歯周病検診及び、妊婦と75歳の方を対象とした歯科健診を実施します。

○ (2) オーラルフレイル対策 [7,974 千円]

65歳に加え、75歳の市民にも対象を拡大し、地域の歯科医院において、オーラルフレイルチェックを行い、口腔機能の回復を図ることで心身のフレイル予防へと繋がります。

さらに、チェックの結果、口腔機能の低下が認められる場合は、関係機関との連携のもと、家庭での自主トレーニングや介護予防サービスへ繋げるためのフォローアップの強化を行います。

(3) フッ化物洗口・塗布の実施 [2,879 千円]

むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物洗口・塗布を、外部人材を活用しながら、小学校のモデルそれぞれ2校において実施し、令和6年度以降の全市展開に向けて効果検証を行います。また、1歳6か月児及び3歳児健診でのフッ化物塗布により、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

6. 食育の推進 [17,873 千円]

食育ポータルサイト「こうべ食フレ!」や、市内飲食店・食品関連企業の協力により作成した子育て応援レシピ等の情報発信、若い世代の食習慣改善を目的とした食育イベント、全世代の市民を対象とした栄養相談ダイアルの運営等により、生涯を通じた切れ目のない食育推進に取り組みます。

7. 精神保健福祉対策

(1) 各種相談の実施 [60,247 千円]【一部再掲】

各区保健福祉部、精神保健福祉センターにおいて、当事者・家族等からの精神疾患に関する相談を受ける精神保健福祉相談を実施するほか、精神保健福祉手帳の新規申請者に対して、保健師等による全員面接を実施し、精神疾患患者の抱える問題の早期発見と早期治療を促進します。

また、自殺対策として「神戸市こころといのちの電話相談」を運営するほか、アルコール、ギャンブル等の依存症対策として、兵庫県と共同で設置している「ひょうご・こうべ依存症対策センター」での電話相談や、精神保健福祉センターにおける専門医相談を実施します。

○ (2) 精神障害者の地域移行・地域定着の推進 [35,435 千円]

退院可能な精神障害者が、地域での生活に円滑に移行できるよう、精神科病院の入院経験等自らの経験をもとに具体的アドバイスができるピアサポーターの養成及びピアサポーターによる精神科病院での支援活動等により、地域移行・地域定着の取り組みを推進します。

また、措置入院等の精神障害者が、必要な医療・介護・福祉等の支援を途切れさせることなく地域で暮らせるよう、継続支援チームによる支援を行うとともに、新たに市長同意による医療保護入院者等が、外部との交流を確保し必要な情報提供を得られるよう支援体制を構築します。

○ 8. 予防接種の実施 [3,876,698 千円]【一部再掲】

子育て世代の経済的負担軽減のため、任意予防接種である小児のインフルエンザワクチン（1～13歳未満）、おたふくかぜワクチン（1～3歳未満）の接種費用を一部助成します。また、小児がん治療等のため、定期予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する予防接種の再接種にかかる費用を助成します。

子宮頸がん（HPV）ワクチンについて、これまでの2価及び4価ワクチンに加え、9価ワクチンが令和5年4月から定期接種化されることを周知し、接種の推進を図ります。また、積極的勧奨を控えてきたことにより定期接種の機会を逃した世代に対する無料接種及び、定期接種の対象年齢を過ぎて令和4年3月31日までに自費で予防接種を受けた方に対する接種費用の償還払いを引き続き行います。

妊婦の罹患による出生児の先天性風疹症候群（CRS）を予防するため、風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・定期予防接種を引き続き実施します。

【地域医療の確保】

1. 地域医療の確保

(1) 救急医療体制の整備 [930, 125 千円]

市民がそれぞれの症状に応じた治療を受けることができるよう、初期（一次）から三次までの救急医療体制を確保します。

軽症患者に対応する市内4か所の急病診療所の運営により、二次・三次救急医療機関の負担を軽減し、持続可能な救急医療体制を確保します。

(2) 北神地域急性期医療の充実 [110, 000 千円]

「北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会」での議論を踏まえ、三田市民病院と済生会兵庫県病院が再編統合して新統合病院（令和10年度開院予定）を整備することにより、北神地域の急性期医療の充実を図ります。

また、地域周産期母子医療センターの機能維持に対する支援を継続します。

○2. 市民病院の運営 [8, 644, 265 千円]

地域医療機関との連携・役割分担のもと、救急医療や高度・専門医療等の政策的医療を担い、質の高い医療を安定的に提供することで市民の生命と健康を守る役割を果たすとともに、いち早く市民に最新の医療を提供できるよう、神戸医療産業都市の中核機関である中央市民病院の臨床研究推進センターを中心に、治験・臨床研究のさらなる推進を図ります。

また、令和10年度の新西市民病院の開院に向けて、「新西市民病院整備基本計画」を踏まえ、基本設計に着手します。

近年多発している病院をターゲットにしたサイバー攻撃への対応や、4病院間で診療情報・画像情報を利活用するための共通基盤を整備し、医療情報の連携強化の取り組みを進めます。

3. 神戸市看護大学の運営・地域への貢献 [1, 070, 536 千円]

保健・医療・福祉の教育研究拠点として、社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成や、学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等により、学術の発展並びに市民の健康と生活の質の向上に取り組めます。

入学金の引き下げ（令和5年度入学者から）や市内医療機関等に就職した卒業生への奨励金制度（令和4年度卒業生から）等により、更なる受験者数の増加及び市内就職率の向上を行い、市内医療機関等への優秀な看護人材の確保を図ります。

【くらしの安全を守る】

◎ 1. 斎場・墓園の運営 [1,280,051 千円 (うち 4 年度 2 月補正 206,409 千円)]

(1) 斎場の再整備

増え続ける火葬需要に対応するため、老朽化した鶴越斎場の建替えについて、「鶴越斎場建替計画」に基づき、必要な性能の検討を進めます。

(2) 墓園のあり方検討・運営の効率化

墓地に対する市民の意識やニーズが変化している状況を受け、令和 4 年度より実施している有識者会議において、将来を見据えた今後の市立墓園のあり方、方向性等について検討を行います。

また、西神墓園に加え、鶴越墓園、舞子墓園の墓園管理事務所業務についても民間活力を導入し、より効率的な管理運営を行います。

◎ 2. 銭湯の経営支援及び活性化 [188,427 千円 (うち 4 年度 2 月補正 103,000 千円)]

(1) 銭湯の利用促進

一般公衆浴場の入浴料金の値上げ分(統制料金 450 円→490 円)について、市民の方が現在の価格で利用することが出来るよう、激変緩和措置を行います。

令和 4 年度に実施した市内大学生入浴無料割引事業の結果を踏まえ、対象年齢を拡大し 18 歳～30 歳の市民を対象にするとともに、周遊性を高めるためにデジタルスタンプラリー及び入浴料金割引を実施することにより、若者世代の利用を促進し、銭湯の活性化を行います。また、地域子育て入浴割引及び老朽化した設備の改修助成制度も引き続き実施します。

(2) 一般公衆浴場の新規許可の再開

自家風呂の充足により、平成 18 年以降見合わせていた一般公衆浴場の新規許可について、市民の健康を増進し、統制料金により地域において入浴しやすい環境を確保するため、新規許可を再開します。また、新規に許可する施設に対して必要な支援を行います。

○ 3. 動物愛護の推進 [91,949 千円]

神戸市人と猫との共生に関する条例に基づく「神戸市人と猫との共生推進協議会」が実施する野良猫の繁殖制限事業を拡充します。

また、しあわせの村内の動物愛護拠点「こうべ動物共生センター」において、犬猫の引取数や殺処分数のさらなる低減に向けた犬猫の譲渡会や、動物を介して人の健康に寄与するアニマルセラピーを実施します。

さらに、地域における猫やハトなどへの不適切な餌やりを防止するため、地域の高齢者による「餌やり指導パトロール」を実施します。

4. 健康科学研究所の体制強化 [一千円]

地方衛生研究所の機能が法定化されたことに伴い、神戸市健康科学研究所において、今後の新興感染症等のまん延等の健康危機に的確に対応できるよう、体制強化を図ります。

【保健所のDX推進】

○1. 保健所のDX推進 [56,000 千円（うち4年度2月補正 4,000 千円）]

市民の利便性向上や業務の効率化を図るため、精神保健福祉・結核業務等における市民の健康相談や健康支援等を記録する際のクラウドサービスの活用や医務・薬務に関する許認可等の申請における神戸市スマート申請システム（e-KOBE）の活用に向けた台帳システムの整備により、保健所業務のDXを推進します。

また、衛生監視事務所業務においても、全文検索ツールを導入しデータの検索性を向上させる等、引き続きDXによる業務の効率化を図ります。

2 一 般 会 計

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入			
款	項	金額	備考
17 使用料及手数料		1,378,378	
	1 使用料	885,091	
	2 手数料	493,287	
18 国庫支出金		4,089,686	
	1 負担金	3,813,414	
	2 補助金	255,533	
	3 委託金	20,739	
19 県支出金		7,708,192	
	2 補助金	7,689,724	
	3 委託金	18,468	
20 財産収入		12,752	
	1 財産運用収入	12,752	
21 寄附金		86,539	
	1 寄附金	86,539	
22 繰入金		8,817	
	2 基金繰入金	8,817	
24 諸収入		8,179,138	
	1 納付金	550,059	
	4 受託事業収入	5	
	5 貸付金元利収入	7,342,772	
	7 雑収入	286,302	
25 市債		2,969,000	
	1 市債	2,969,000	
歳入合計		24,432,502	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金額	備考
5 衛生費		39,558,627	
	1 衛生総務費	14,739,732	
	2 公衆衛生費	22,987,716	
	3 環境衛生費	1,831,179	
13 教育費		1,070,536	
	9 看護大学費	1,070,536	
歳出合計		40,629,163	

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	今年度	前年度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	1,378,378	1,602,715	△224,337	
1 使用料	885,091	1,027,707	△142,616	
1 総務使用料	126	126	-	
2 区役所	126	126	-	
4 衛生使用料	884,965	1,027,581	△142,616	
1 斎場	238,469	226,908	11,561	鴨越斎場等
2 当初墓地	210,650	340,014	△129,364	鴨越墓園等
3 年間墓地	391,870	414,659	△22,789	鴨越墓園等
4 保健所	24,799	27,097	△2,298	建物使用料等
5 健康づくりセンター	18,577	18,303	274	建物使用料
6 神戸こども初期 急病センター	600	600	-	建物使用料等
2 手数料	493,287	575,008	△81,721	
1 証紙収入	9,500	9,914	△414	
1 証紙収入	9,500	9,914	△414	
4 衛生手数料	483,787	565,094	△81,307	
1 健康科学研究所	232,845	321,935	△89,090	検査料
2 営業指導	4,862	4,948	△86	営業許可等
3 食品衛生	71,500	77,899	△6,399	営業許可
4 食肉検査	12,270	12,200	70	検査料
5 動物登録	53,536	48,123	5,413	登録料等
6 保健所	105,062	97,023	8,039	検診料等
7 衛生諸証明	1,591	1,287	304	文書料等
8 こうべ市 歯科センター	7	7	-	文書料等
9 墓園承継・ 埋葬証明	1,668	1,672	△4	文書料等
10 斎場火葬証明	446	-	446	文書料等
18 国庫支出金	4,089,686	11,743,327	△7,653,641	
1 負担金	3,813,414	10,982,854	△7,169,440	
2 衛生費負担金	3,813,414	10,982,854	△7,169,440	
2 疾病予防費負担金	2,113,138	9,261,139	△7,148,001	

(単位:千円)

款	項	目	節	今年度	前年度	比 較	説 明
			3 保健事業費負担金	1,660,552	1,680,602	△20,050	
			4 結核医療費負担金	39,724	41,113	△1,389	
	2	補	助 金	255,533	740,527	△484,994	
	2	民 生 費 補 助		76,161	74,602	1,559	
		2	生活保護費補助	2,318	12,406	△10,088	
		5	障害者福祉費補助	2,580	2,580	-	
		6	精神保健費補助	71,263	59,616	11,647	
	3	衛 生 費 補 助		179,372	665,925	△486,553	
		2	疾病予防費補助	153,860	645,045	△491,185	
		3	地域保健医療 推進費補助	1,412	1,412	-	
		4	結核医療費補助	3,335	3,612	△277	
		5	保健衛生施設 整備費補助	8,027	3,474	4,553	
		6	環境保健費補助	12,738	12,382	356	
	3	委 託 金		20,739	19,946	793	
		3	其 他 委 託 金	20,739	19,946	793	
		2	国民栄養調査 委 託 金	5,397	5,000	397	
		3	環境保健サーベイランス 事 業 委 託 金	9	9	-	
		4	公害対策委託金	15,333	14,937	396	
19	県	支 出 金		7,708,192	5,153,889	2,554,303	
	2	補	助 金	7,689,724	5,138,526	2,551,198	
		2	民 生 費 補 助	38,675	31,257	7,418	
		6	障害者福祉費補助	1,290	1,290	-	
		7	精神保健費補助	37,385	29,967	7,418	
	3	衛 生 費 補 助		7,651,049	5,107,269	2,543,780	
		1	休日夜間救急 対 策 費 補 助	13,403	13,355	48	
		2	予防接種費補助	37,967	38,158	△191	
		3	保健衛生費補助	775,879	430,400	345,479	
		4	新型コロナウイルス緊急 包 括 支 援 交 付 金	6,795,972	4,604,356	2,191,616	
		5	新型コロナセーフティ ネッ ト 強 化 交 付 金	27,828	21,000	6,828	
	3	委 託 金		18,468	15,363	3,105	

(単位:千円)

款 項 目 節	今年度	前年度	比 較	説 明
3 衛 生 費 委 託 金	18,468	15,363	3,105	
1 衛 生 統 計 委 託 金	15,590	14,613	977	
2 医 療 提 供 体 制 推 進 事 業 委 託 金	2,878	750	2,128	
20 財 産 収 入	12,752	12,712	40	
1 財 産 運 用 収 入	12,752	12,712	40	
1 貸 地 料	10,578	10,578	-	
3 一 般 土 地	10,578	10,578	-	
2 貸 家 料	2,174	2,134	40	
7 一 般 建 物	2,174	2,134	40	自動販売機設置料等
21 寄 附 金	86,539	101,582	△15,043	
1 寄 附 金	86,539	101,582	△15,043	
2 其 他 寄 附	86,539	101,582	△15,043	
11 健 康 局	86,539	101,582	△15,043	
22 繰 入 金	8,817	21	8,796	
2 基 金 繰 入 金	8,817	21	8,796	
1 基 金 繰 入 金	8,817	21	8,796	
5 市 民 福 祉 振 興 等 基 金 繰 入	8,817	21	8,796	
24 諸 収 入	8,179,138	6,784,376	1,394,762	
1 納 付 金	550,059	574,701	△24,642	
3 衛 生 費 納 付 金	550,059	574,701	△24,642	
1 健 康 被 害 予 防 事 業	10,742	10,154	588	公害健康被害予防事業助成金
2 健 康 被 害 救 済 費	539,317	564,547	△25,230	健康被害救済措置に係る納付金
4 受 託 事 業 収 入	5	8	△3	
2 其 他 受 託 収 入	5	8	△3	
4 石 綿 健 康 被 害 救 済 給 付 業 務	5	8	△3	
5 貸 付 金 元 利 収 入	7,342,772	5,944,958	1,397,814	
3 其 他 貸 付 金 返 還 金	7,342,772	5,944,958	1,397,814	
3 市 民 病 院 機 構 等 貸 付 金	7,342,772	5,944,958	1,397,814	
7 雑 入	286,302	264,709	21,593	
5 償 還 金	2,052	2,185	△133	

(単位:千円)

款	項	目	節	今年度	前年度	比	較	説	明
			15 狂 犬 病 予 防	52	52	-		飼犬の予防注射料等	
			16 動物管理センター	20	20	-		施設内自販機等の電気代等	
			17 斎 場	744	726	18		施設内自販機等の電気代等	
			18 墓 地	1,236	1,387	△151		施設内自販機等の電気代等	
			9 雑 入	284,250	262,524	21,726			
			8 健 康 局 (衛生費・教育費)	284,250	262,524	21,726			
25	市		債	2,969,000	3,702,000	△733,000			
	1	市	債	2,969,000	3,702,000	△733,000			
		2	衛 生 債	2,969,000	3,702,000	△733,000			
			1 神 戸 市 民 病 院 機 構 貸 付 金 公 債	2,537,000	3,262,000	△725,000		市民病院の整備等にかかる神戸市民病院機構への貸付金の起債承認見込額	
			2 保 健 衛 生 施 設 整 備 事 業 公 債	432,000	440,000	△8,000		市立斎場等の改修にかかる起債承認見込額	
			歳 入 合 計	24,432,502	29,100,622	△4,668,120			

(3) 歳出予算の説明 (_____ は新規事業を示す。)

第5款 衛生費

(項名) 衛生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国県支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費	39,558,627	44,740,702	△5,182,075	11,797,878	2,905,000	2,322,852	22,532,897	
1 衛 生 総 務 費	14,739,732	15,782,334	△1,042,602	66,816	2,579,000	101,049	11,992,867	
1 職 員 費	4,444,435	4,719,318	△274,883	48,944	-	1,010	4,394,481	
2 衛 生 総 務 費	1,651,032	1,610,063	40,969	17,872	42,000	100,039	1,491,121	
3 市 民 病 院 費	8,644,265	9,452,953	△808,688	-	2,537,000	-	6,107,265	

1 職員費

健康局所属職員の給料、職員手当等の経費 4,444,435 千円

2 衛生総務費

1,651,032 千円

地域医療、救急医療等の医療供給体制の整備及び保健サービスの基盤整備に要する経費

(1) 救急医療対策 541,240 千円

(2) 救急安心センターの運営 102,256 千円

(3) 神戸こども初期急病センターの運営 327,981 千円

(4) こうべ市歯科センターの運営 87,230 千円

(5) 北神地域急性期医療の充実 110,000 千円

(6) 看護師等確保支援対策 35,248 千円

(7) 訪問看護ステーションの機能強化 4,300 千円

(8) 市立施設等管理・老朽改修等 141,963 千円

(9) ACPの推進 7,000 千円

(10) その他一般事務費等 293,814 千円

3 市民病院費

8,644,265 千円

地方独立行政法人神戸市民病院機構の運営に要する経費 8,206,765 千円

市民病院への新型コロナウイルス感染症対応支援 437,500 千円

(項名) 公衆衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
2 公 衆 衛 生 費	22,987,716	27,304,487	△4,316,771	11,723,035	3,000	861,257	10,400,424	
2 保 健 予 防 費	16,842,027	21,229,657	△4,387,630	9,744,610	-	30,796	7,066,621	
3 地 域 保 健 費	6,145,689	6,074,830	70,859	1,978,425	3,000	830,461	3,333,803	

2 保健予防費 16,842,027 千円

感染症予防、予防接種等に要する経費

(1) 新型コロナウイルス対策に要する経費 12,464,576 千円

・感染拡大の防止(相談、検査、疫学調査等) 2,435,004 千円

・医療提供体制の確保(宿泊療養、自宅療養等) 10,029,572 千円

(2) 感染症対策に要する経費 25,934 千円

(3) 予防接種に要する経費 3,931,517 千円

・予防接種 3,876,698 千円

(高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、小児インフルエンザ、小児おたふくかぜ、妊婦等風しん等)

・健康被害救済 54,819 千円

(4) 過年度支出(国庫支出金等返還金) 420,000 千円

3 地域保健費 6,145,689 千円

地域保健対策の推進等に要する経費及び保健所事業に要する経費

(1) 健康増進事業に要する経費 1,444,614 千円

・データを活用した医療・介護予防の実施 143,055 千円

・受動喫煙防止対策 1,218 千円

・食育の推進 17,873 千円

・健康教育・相談、疾病予防 3,830 千円

・シニア健康相談ダイヤル 22,000 千円

・健康診査・検診等 1,170,135 千円

(胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、

前立腺がん検診、若年者等への健診、がん患者のアピアランスケア支援等)

・肝炎ウイルス検査等 51,732 千円

・こうべ健康いきいきサポートシステム	34,771 千円	
(2) 難病施策等に要する経費		3,210,632 千円
・難病医療	3,178,444 千円	
・難病専門相談(難病相談支援センター設置等)	27,588 千円	
・臓器移植等	4,600 千円	
(3) 歯科口腔保健推進に要する経費		89,227 千円
・口腔保健支援センターの運営	2,464 千円	
・訪問歯科診療、口腔ケア事業	10,500 千円	
・口腔がん検診	8,080 千円	
・成人歯科健康診査 (歯周病検診、後期高齢者歯科健診、妊婦歯科健診)	58,190 千円	
・小学校フッ化物利用モデル事業・幼児フッ化物塗布	2,879 千円	
・歯科保健事業等	7,114 千円	
(4) 結核対策に要する経費		176,053 千円
・結核医療費公費負担	54,371 千円	
・結核健診	113,402 千円	
・結核感染防止対策等	8,280 千円	
(5) 環境保健事業に要する経費		582,060 千円
・補償給付	539,449 千円	
・認定給付事務等	26,938 千円	
・アスベスト健康管理支援事業	15,673 千円	
(6) 精神保健福祉対策		247,715 千円
・精神保健医療	58,621 千円	
・精神障害者の地域移行支援	35,134 千円	
・精神科救急医療体制の整備	54,168 千円	
・自殺対策	58,705 千円	
・依存症対策	1,542 千円	
・精神保健福祉センターの運営	39,545 千円	
(7) 保健所の専門的・技術的業務の推進に要する経費		82,020 千円
・保健所情報提供事業等	25,711 千円	
・感染症発生動向調査	20,492 千円	
・医務・薬務・献血・薬物等対策	35,615 千円	
・医療安全相談窓口業務	202 千円	
(8) 保健所及び保健センターの管理運営等に要する経費		233,388 千円
・保健所DXの推進	61,475 千円	
(9) 過年度支出(国庫支出金等返還金)		79,980 千円

(項名) 環境衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
3 環 境 衛 生 費	1,831,179	1,653,881	177,298	8,027	323,000	1,360,546	139,606	
1 環 境 衛 生 費	489,282	432,534	56,748	2,220	-	221,103	265,959	
2 健 康 科 学 研 究 所 費	268,255	266,569	1,686	5,807	-	262,817	△369	
3 斎 園 費	1,073,642	954,778	118,864	-	323,000	876,626	△125,984	

1 環境衛生費

489,282 千円

環境衛生、食品衛生及び動物衛生に要する経費

(1) 環境衛生に要する経費

161,384 千円

- ・公衆浴場、理・美容所等の営業許可及び指導 5,286 千円
- ・一般公衆浴場の振興 65,427 千円
- ・若者世代の銭湯の利用促進 15,000 千円
- ・一般公衆浴場の新規許可の再開 5,000 千円
- ・飲料水等の衛生対策 1,253 千円
- ・その他環境衛生対策 9,647 千円
- ・衛生監視事務所の管理・運営 59,771 千円

(2) 食品衛生に要する経費

121,428 千円

- ・飲食店等の営業許可及び監視指導等 32,063 千円
- ・食中毒対策・HACCP導入支援 31,187 千円
- ・中央卸売市場食品検査 28,815 千円
- ・食肉検査 25,535 千円
- ・牛海綿状脳症対策(BSE対策) 774 千円
- ・検査の信頼性確保対策(GLP対策) 3,054 千円

(3) 動物衛生に要する経費

206,450 千円

・動物管理センター・こうべ動物共生センターの運営	89,923 千円
・飼犬登録及び狂犬病予防注射	72,623 千円
・動物愛護推進事業	31,804 千円
・ <u>餌やり指導パトロール</u>	12,100 千円
(4) 過年度支出(国庫支出金等返還金)	20 千円
2 健康科学研究所費	268,255 千円
行政上の科学的、技術的な試験検査及び調査研究並びに各種検査に要する経費	
(1) 検査及び庁舎管理費等	246,312 千円
(2) 調査研究	21,943 千円
3 斎園費	1,073,642 千円
市立斎場・墓園の管理運営及び改修・整備に要する経費	
(1) 斎場の管理運営	260,286 千円
(2) 墓園の管理運営	412,356 千円
(3) 斎場の改修・整備	33,000 千円
(4) 墓園の改修・整備	341,000 千円
(5) <u>鶉越斎場の建替計画</u>	27,000 千円

第13款 教育費
(項名) 看護大学費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
13 教 育 費	1,070,536	970,768	99,768	-	64,000	-	1,006,536	
9 看 護 大 学 費	1,070,536	970,768	99,768	-	64,000	-	1,006,536	
1 運 営 費	1,070,536	970,768	99,768	-	64,000	-	1,006,536	

1 運営費	1,070,536 千円
公立大学法人神戸市看護大学の運営に要する経費	1,056,536 千円
受験者数の確保に向けた入学金の引き下げ	14,000 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 公用車リース	令和5年度 ～ 令和10年度	9,000	-	-	-	9,000	
(2) 健康科学研究所屋上改修	令和5年度 ～ 令和6年度	48,000	-	35,000	-	13,000	
(3) 斎場墓園整備	令和5年度 ～ 令和6年度	189,000	-	143,000	-	46,000	
(3) 鶴越斎場アドバイザー業務	令和5年度 ～ 令和6年度	13,000	-	-	-	13,000	

3 特 別 会 計

〔1〕介護保険事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		金 額	備 考
款	項		
1 保 險 料		46,647	
	1 介 護 保 險 料	46,647	
2 国 庫 支 出 金		70,954	
	2 国 庫 補 助 金	70,954	
3 県 支 出 金		35,290	
	2 県 補 助 金	35,290	
4 支 払 基 金 交 付 金		16,274	
	1 支 払 基 金 交 付 金	16,274	
5 繰 入 金		35,289	
	1 一 般 会 計 繰 入 金	35,289	
歳 入 合 計		204,454	

(単位:千円)

歳 出		金 額	備 考
款	項		
3 地 域 支 援 事 業 費		204,454	
	1 地 域 支 援 事 業 費	204,454	
歳 出 合 計		204,454	

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 保 險 料	46,647	40,690	5,957	
1 介 護 保 險 料	46,647	40,690	5,957	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	46,647	40,690	5,957	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	46,647	40,690	5,957	
2 国 庫 支 出 金	70,954	65,814	5,140	
2 国 庫 補 助 金	70,954	65,814	5,140	
1 調 整 交 付 金	2,991	721	2,270	
1 調 整 交 付 金	2,991	721	2,270	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	67,963	65,093	2,870	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	12,454	4,026	8,428	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 金 交 付 金	55,509	61,067	△5,558	
3 県 支 出 金	35,290	32,867	2,423	
2 県 補 助 金	35,290	32,867	2,423	
1 地 域 支 援 事 業 交 付 金	35,290	32,867	2,423	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	7,535	2,333	5,202	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 金 交 付 金	27,755	30,534	△2,779	
4 支 払 基 金 交 付 金	16,274	5,038	11,236	
1 支 払 基 金 交 付 金	16,274	5,038	11,236	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	16,274	5,038	11,236	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	16,274	5,038	11,236	
5 繰 入 金	35,289	32,867	2,422	
1 一 般 会 計 繰 入 金	35,289	32,867	2,422	
2 地 域 支 援 事 業 繰 入 金	35,289	32,867	2,422	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 繰 入 金	7,534	2,333	5,201	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 繰 入 金	27,755	30,534	△2,779	
歳 入 合 計	204,454	177,276	27,178	

(3) 歳出予算の説明

第3款 地域支援事業費

(項名) 地域支援事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
3 地域支援事業費	204,454	177,276	27,178	106,244	-	62,921	35,289	
1 地域支援事業費	204,454	177,276	27,178	106,244	-	62,921	35,289	
2 一般介護予防事業費	60,274	18,660	41,614	22,980	-	29,760	7,534	
3 包括的支援事業等費	144,180	158,616	△14,436	83,264	-	33,161	27,755	

2 一般介護予防事業費

オーラルフレイル対策に要する経費	7,974 千円
シニア健康相談ダイヤルの運営に要する経費(一般会計への負担金)	11,300 千円
転倒リスクチェック事業の実施に要する経費	41,000 千円

3 包括的支援事業等費

医療介護サポートセンター運営に要する経費	144,180 千円
----------------------	------------

4 議 案

第11号議案

神戸市立斎場条例の一部を改正する条例の件

神戸市立斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立斎場条例の一部を改正する条例

神戸市立斎場条例（昭和49年4月条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
(1) 甲南斎場、有馬斎場、鶴越斎場（待合室を除く。）及び西神斎場（待合室を除く。）の使用料				(1) 甲南斎場、有馬斎場、鶴越斎場（待合室を除く。）及び西神斎場（待合室を除く。）の使用料			
区分	種別	金額		区分	種別	金額	
死体の 火葬	大人	[略]	[略]	死体の 火葬	大人	[略]	[略]
	(10歳以上の者をいう。)	その他 の者	1体につき <u>42,000円</u>		(10歳以上の者をいう。)	その他 の者	1体につき <u>36,000円</u>
	小人 (10歳	[略]	[略]		小人 (10歳	[略]	[略]

	未満の者（死産児を除く。）をいう。）	その他の者	1体につき <u>21,000円</u>		未満の者（死産児を除く。）をいう。）	その他の者	1体につき <u>18,000円</u>
	死産児	[略]	[略]		死産児	[略]	[略]
		その他の者	1体につき <u>8,400円</u>			その他の者	1体につき <u>7,200円</u>
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
備考 [略]				備考 [略]			
(2) [略]				(2) [略]			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

理 由

神戸市立斎場の使用料を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第22号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料) 第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(37の3) [略] <u>(38) 削除</u> (39)～(158) [略]	(手数料) 第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(37の3) [略] <u>(38) 魚介類行商条例（昭和39年兵庫県条例第61号）第3条の規定に基づく魚介類の行商の登録の申請に対する審査 1件につき 500円</u> (39)～(158) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第38号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

食品衛生法の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

取 扱 注 意

(解禁日)
テレビ・ラジオ・インターネット
2月10日(金) 会見開始時
新 聞
2月11日(土) 朝刊以降

令和5年度

組織改正案 新旧対照表

- 1 改正に関係のある組織のみを掲載している。
- 2 令和5年度より、「担当局長」、「担当部長」、「担当課長」及び「担当係長」の補職を廃止し、「局長」、「部長」、「課長」又は「係長」に変更する。
現行列には旧補職名、改正案列には新補職名を記載している。
- 3 今回の改正では、環境局、消防局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局、市会事務局の組織には変更がないので、省略している。

(健康局)

現 行

地域医療課

担当係長(11)

斎園管理課

墓園管理センター

担当係長(2)

保健所

保健課

担当課長(2)

担当係長(20)

ワクチン接種担当部長

ワクチン接種担当課長(3)

担当係長(14)

精神保健福祉センター

担当係長(3)

改 正 案

地域医療課

係長(10)

斎園管理課

墓園管理センター

係長

保健所

保健課

課長(感染症対策担当)

係長(21)

課長(ワクチン接種担当)(2)

係長(10)

精神保健福祉センター

係長(2)